

総社市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第10号

総社市公印規則の一部を改正する規則

総社市公印規則（平成17年総社市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前							
別表（第3条関係）								別表（第3条関係）							
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管部署	使用区分	印材	個数
略								略							
企業出納員領収印	38	かい書	直径21ミリ	下水道課	公金収納用	ゴム	1	削除	38						
現金取扱員領収印	39	//	//	//	//	//	2	削除	39						
略								略							

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。